

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 防衛特別法人税の申告の取扱い

Q. 防衛特別法人税の申告の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような取扱いになりますか？

A. 令和7年度の税制改正により、新たに「防衛特別法人税」が創設されました。この税金は、防衛力強化の財源を確保するために導入されるもので、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から法人に課されます。

税額は、法人税の計算の基礎となる「基準法人税額」から基礎控除500万円を差し引いた金額に、税率4%を掛けて計算します。

そのため、多くの中小企業では基礎控除により課税標準がゼロとなり、実際に納付する税額が発生しないケースも多いと考えられています。

ただし、防衛特別法人税はすべての法人に申告義務がある点に注意が必要です。

納付税額がゼロであっても、いわゆる「ゼロ申告」を行う必要があります。

申告書は法人税の申告書と一体の様式で提出する仕組みで、別表一に新たに追加される欄に必要事項を記載します。

なお、もし申告書の一部の様式を提出し忘れた場合でも、法人税の申告書の初葉が提出されていれば、防衛特別法人税の申告自体は行われたものとして取り扱われます。

その場合、事後的に税額が生じて自主的に修正申告をしても、無申告加算税は課されないとされています。

このように、防衛特別法人税は納付額がない場合でも申告が必要となるため、法人は申告書の提出漏れがないよう注意することが大切です。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-109\\_1.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-109_1.pdf)

## 所得税

### ★ 令和8年 高所得者特例の改正

Q. 令和8年の税制改正では、高所得者特例が見直されたとか。どのようになるのですか？

A. 高所得者特例とは、非常に高い所得を得ている人に対して税負担を適正化するための制度です。令和6年度税制改正で導入され、年間の基準所得金額が3億3,000万円を超え

る場合に、通常の所得税に加えて追加の税額が課される仕組みとなっています。

現行制度では、基準所得金額が3億3,000万円を超える部分について、22.5%の税率を掛けて算出した金額が、その年の所得税額を超える場合には、差額分が追加で課税されます。これは、高所得者の税負担が極端に低くならないようにするための措置です。

令和8年度税制改正では、この制度がさらに見直されます。

具体的には、特別控除額が現在の半分の1億6,500万円に引き下げられるとともに、適用税率も30%へ引き上げられる予定です。

これにより、制度の対象となる人の範囲が広がり、約2,000人程度が対象になる可能性があるとしています。

なお、この改正は令和9年分以後の所得税から適用される予定です。

ただし、資産の譲渡などのタイミングによっては、改正前の制度が適用される場合もあります。

このように、高所得者特例は超高額所得者に対する税負担の公平性を確保するため、今後さらに強化される方向となっています。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2026\\_pdf/zeisei26\\_01.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2026_pdf/zeisei26_01.pdf)

## 消 費 税

### ★ 消費税 2割特例適用後の簡易課税届出

Q. 2割特例を適用した後、簡易課税にする場合はどのようにしたらいいですか？

A. インボイス制度の開始に伴い、課税事業者となった小規模事業者の負担を軽減するため、「2割特例」という制度があります。これは、売上にかかる消費税額の2割だけを納税すればよいという特例です。この特例を利用した後、次の課税期間から「簡易課税制度」に移行する場合には、届出の期限に注意が必要です。

通常、簡易課税制度を利用するには、適用したい課税期間の開始日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出する必要があります。ただし、2割特例を適用した事業者には特例があり、その特例を適用した課税期間の翌課税期間中に届出書を提出すれば、課税期間の初日の前日に提出したものとみなされます。

ここで注意したいのは、この経過措置が使えるのは2割特例を適用した直後の課税期間のみという点です。過去に一度でも2割特例を使ったことがある事業者すべてに適用されるわけではありません。

例えば、2割特例を利用した翌年に一般課税で申告した場合、その次の年に簡易課税へ変更する場合は、この特例は使えません。その場合は通常どおり、課税期間開始前日までに届出書を提出する必要があります。

消費税の届出は期限を誤りやすいため、制度を変更する際は提出時期をしっかりと確認することが大切です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/index.htm>

### ★ 適格請求書保存方式の経過措置の見直し

Q. 適格請求書保存方式の経過措置が見直されたとか。どのようになるのですか？

A. インボイス制度(適格請求書保存方式)の導入に伴い、適格請求書を発行できない事業者から仕入れを行った場合でも、一定割合の消費税を控除できる経過措置が設けられています。令和8年度税制改正では、この経過措置の内容が一部見直されます。

まず、小規模な個人事業者がインボイス発行事業者となった場合の特例について、納税額を売上に係る消費税の3割程度に抑える仕組みが設けられます。これは、免税事業者から課税事業者へ移行した小規模事業者の負担を軽減するための措置です。

この特例は、令和9年分および令和10年分を含む課税期間が対象となります。

一方、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れについては、控除できる割合が段階的に縮小されます。

具体的には、令和8年10月から令和9年9月までは70%、

令和10年10月から令和12年9月までは50%、

令和12年10月から令和13年9月までは30%とされる予定です。

また、この経過措置は、同一の相手先からの仕入額が年間1億円を超える場合には適用できないとされます。これは大規模な取引での制度利用を制限するためです。

インボイス制度の経過措置は段階的に縮小されるため、事業者は今後の取引先や消費税の処理方法について、早めに確認しておくことが重要です。

[0026004-099-01-1.pdf](#)

## 資 産 税

### ★ 取引相場のない株式の評価の改正

Q. 取引相場のない株式の評価方法が改正になったとか。どのようになったのですか？

A. 株式には、証券取引所で売買されている株式と、上場していない会社の株式があります。

上場していない株式は市場価格がないため、相続税や贈与税の計算では「取引相場のない株式」として特別な方法で評価します。

その代表的な方法が「純資産価額方式」です。

これは会社の総資産から負債などを差し引き、会社の実質的な価値をもとに株式の評価額を計算する方法です。

この計算では、将来会社を解散して資産を処分した場合にかかる法人税などに相当する金額を差し引く仕組みになっています。

令和7年度税制改正では、防衛費の財源確保のため防衛特別法人税が創設されることになり、これに伴い、株式評価の計算で使用する「法人税等に相当する割合」も見直されます。

これまで37%として計算していたものを、改正後は38%として計算することになります。この変更は、令和8年4月1日以後に相続・遺贈または贈与により取得した株式の評価から適用されます。

割合の変更は一見小さく見えますが、会社の資産規模が大きい場合には株式の評価額に影響する可能性があります。非上場会社の株式を相続や贈与する場合には、この評価方法の改正にも注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/r0803/pdf/01.pdf>